

大和市告示第117号

大和市不法投棄防止監視カメラの貸与に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月9日

大和市長 古谷田 力

大和市不法投棄防止監視カメラの貸与に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市不法投棄防止監視カメラの貸与に関する要綱（令和6年大和市告示第165号）の一部を次のように改正する。

第1条中「不法投棄に」を「不法投棄等に」に改める。

第2条第2号中「不法投棄された」を「不法投棄等がされた」に改める。

第3条第1項及び第7条第2号中「不法投棄」の次に「等」を加える。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。